農業委員会からのお知らせ　問い合わせ　農業委員会事務局　☎72－2101（内線442）

令和８年度農作業標準労賃・機械作業標準料金

今年度の農作業標準労賃と機械作業標準料金が、農業委員会で決まりました。労賃や料金の支払いの際は参考にしてください。

【農作業標準労賃（1日8時間）】

作業の種類		賃金（1時間当たり）	
稲作・畑作	一般作業	1,117円	※県最低賃金に準拠
草刈り	畦畔管理作業	1,900円	※刈払機・燃料代等含む
果樹	せん定作業	1590円	

〇食事は作業者の負担としています。
〇1日当たり実労働時間8時間を基準としています。
〇ほ場条件等が悪い場合は、協議して別途割増料金としてください。

【機械作業標準料金（１０アール当たり）】

作業の種類	料　金	摘　要
耕　起（稲作・畑作）	8,300円	トラクターとロータリー 12㎝耕起を標準　※
代かき （一番・二番とも5a未満割増）	8,800円	トラクターと 代かきハロー　※
畦塗り作業１ｍあたり	82円	
田植え作業	12,000円	田植え機 植え付けのみ　※ 側条施肥田植え 1,000円増（肥料代別）
刈取作業 （バインダー）	12,300円	結束ひも含む
脱穀作業 （ハーベスター）	11,100円	生脱　20%増
肥料散布 （散布のみ）	4,000円	ライムソアー・ブロードキャスター
コンバイン	24,800円	コンバイン刈り 籾搬入及び結束ひもは別途

〇各作業の詳細については委託時に確認してください。
〇※の作業については5a未満２割増
〇上記金額は、目安とします。ほ場条件(作業の難易、土質、大小等)により加減できます。
〇燃料価格の影響については、双方の話し合いにより調整してください。